



令和5年度病害虫発生予察注意報第2号

令和5年7月31日
埼玉県病害虫防除所

県内各地で実施しているイネ斑点米カメムシ類の畦畔・雑草地における発生調査の結果、1調査地点当たりの発生量が60.5頭と平成(20.5頭)の約3倍で、過去10年で最も多くなっています。

また、5月下旬以降の移植地域の水田内のすくい取り調査でも、斑点米カメムシ類の捕獲数が平成より多く、イネの斑点米の発生が懸念されますので、出穂期から乳熟期にかけての防除と定期的な除草を行ってください。

なお、出穂前2週間と出穂後2週間の、生息地(畦畔、雑草地、休耕田など)の除草は、カメムシ類を水田に追い込み、斑点米の発生を助長させるので避けましょう。

作物名 イネ

病害虫名 斑点米カメムシ類

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 病害虫防除所で7月中旬を基準に毎年実施しているイネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査の結果、1調査地点当たりの発生量が60.5頭と平成(20.5頭)の約3倍で、過去10年で最も多くなっている(図1)。
- (2) 7月中旬に実施した水田内のすくい取り調査においても、5月下旬以降の移植地域では、6調査地点のうち4地点で捕獲され、うち2地点が11頭以上の多発生となり、発生量は平成に比べてかなり多い。
- (3) 7月27日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう1か月の気温は高く、降水量はほぼ平成並と予想されており、今後も斑点米カメムシ類の発生に好適な条件が継続し、多発生が予測される。
- (4) 県東部地域でイネカメムシ(写真1)のイネへの寄生が確認されているほか、県北部地域では畦畔雑草からミナミアオカメムシ(写真2)が捕獲されており、これら大型種に加害された場合は大きな被害につながる懸念がある。

3 防除対策等

- (1) 本県の水田畦畔等で捕獲される斑点米カメムシ類は、イネホソミドリカスミカメ(写真3、別和名:アカヒゲホソミドリカスミカメ)とアカスジカスミカメ

(写真4)で約9割を占める(図2)。両種は、成虫の移動能力が高いため、広域的な一斉防除が必要である。

- (2) 近年、県東部地域でイネカメムシ、県北部地域でミナミアオカメムシの水田内での発生が増加傾向にあり、寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性があるため、これらの大型種を本圃で確認した場合は、必ず薬剤による防除を実施する。
- (3) 生息場所の水田畦畔や休耕田等の雑草管理(除草)を丁寧に行う。ただし、斑点米カメムシ類を水田へ追い込み被害が拡大する恐れがあるので、出穂前2週間と出穂後2週間は除草を行わない。
- (4) 周辺より出穂の早い水田、あるいは周辺より出穂の遅い水田は、被害が集中しやすいので防除を徹底する。
- (5) 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯(午前8時~12時まで)を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。

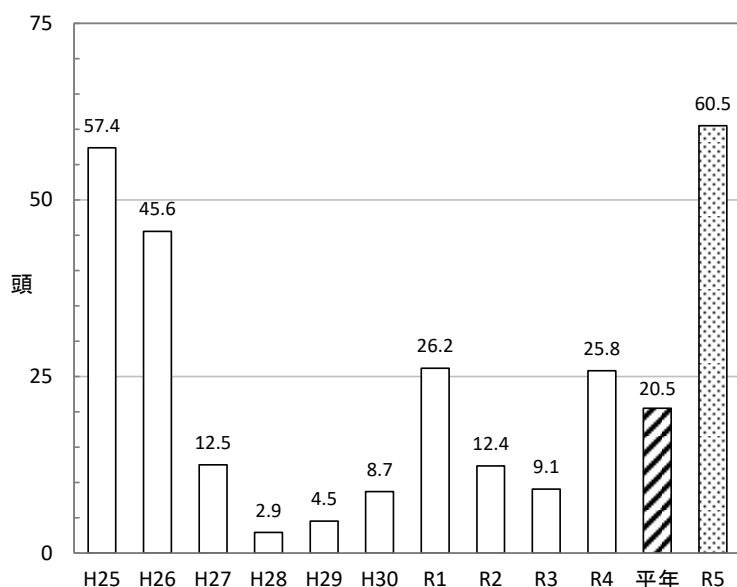


図1 イネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査結果(1調査地点当たりの発生量)

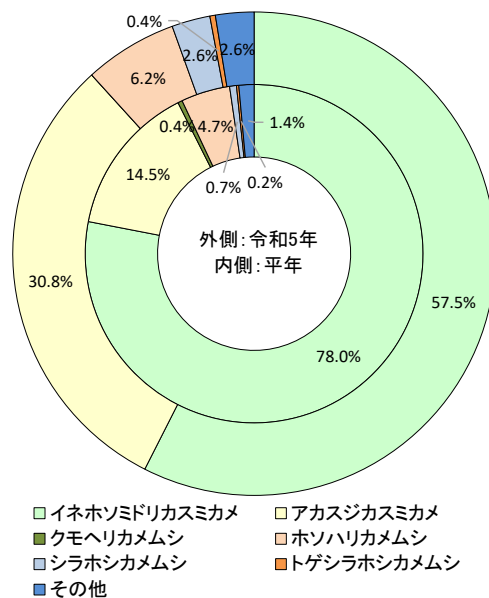


図2 イネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査の種構成



写真1 イネカメムシ成虫(体長約12mm)

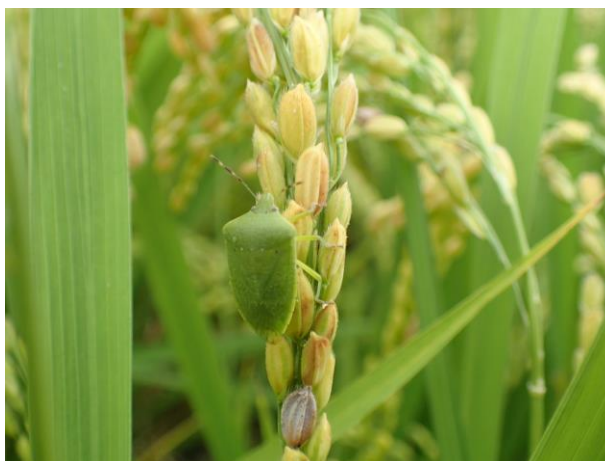


写真2 ミナミアオカメムシ成虫(体長約14mm)



写真3 イネホソミドリカスミカメ成虫(体長約 6mm)



写真4 アカスジカスミカメ成虫(体長約 5mm)

表 稲のカメムシ類の防除薬剤例(地上防除・無人航空機防除両対応)

| 薬 剤 名 | IRAC コード | 使用時期 | 使用回数 |
|---------------|-------------|------------|-------|
| キラップフロアブル | 2B | 収穫 14 日前まで | 2 回以内 |
| ダントツフロアブル | 4A | 収穫 7 日前まで | 3 回以内 |
| エクシードフロアブル | 4C | 収穫 7 日前まで | 3 回以内 |
| エミリアフロアブル | 4F | 収穫 7 日前まで | 2 回以内 |
| スタークル 1 キロH粒剤 | 4A | 収穫 7 日前まで | 3 回以内 |

(使用基準は令和 5 年 7 月 2 5 日現在)

< 農薬使用上の注意事項 >

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度確認する。特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム(農林水産省)から検索できます。
農薬登録情報提供システム(農林水産省) <http://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！ (令和 5 年 5 月 1 日～ 8 月 3 1 日)

4 問合せ先

埼玉県病虫害防除所 電話：0 4 8 - 5 3 9 - 0 6 6 1